

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度 (森林整備課)	一
○定置漁業権及び区画漁業権の免許 (水産業振興課)	二
○定置漁業の保護区域の指示 宮城県海区漁業調整委員会	二

告 示

○宮城県告示第八百七十七号
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。
 平成二十年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類
 同一の単位とされる
 保安林等の区域
 皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林
 本吉地区
 三三三・六一

北上川下流
 二七九・五六

石巻地区
 三〇七・七三

迫川地区
 一、〇〇七・二九

江合川上流
 七〇二・六〇

鳴瀬川上流
 一、二五二・〇八

江合川
 〇・八四

鳴瀬川下流
 〇・八四

土砂流出防備保安林

干害防備保安林

黒川地区	二四五・一四
仙台地区	一、三四五・八八
白石地区	一、六九八・二六
本吉地区	二五・四二
北上川下流	八・〇八
石巻地区	一八・七〇
迫川地区	八〇・七四
江合川上流	一六四・三〇
鳴瀬川上流	二六〇・四七
江合川下流	一〇・三〇
黒川地区	四五・一四
仙台地区	五〇・六六
白石地区	二〇六・六四
仙台市	五・二〇
石巻市	二七・九八
気仙沼市	一八・九七
白石市	三・四〇
角田市	二・〇八
登米市	七・一九
栗原市	〇・八七
東松島市	三・八〇
大崎市	五七・七六
七ヶ宿町	五・一四
柴田町	〇・九六
丸森町	二・七二
大和町	四・二四
大郷町	〇・三二
加美町	六・六二
女川町	一四・〇二
南三陸町	〇・七四

魚つき保安林

石巻市

一八・七六

気仙沼市

二・〇二

東松島市

〇・〇六

女川町

一・〇二

本吉町

〇・四六

南三陸町

二・〇〇

宮城北部

一〇・七〇

宮城南部

七・一〇

保健保安林

〇宮城県告示第八百七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、定置漁業権及び区画漁業権を別冊のとおり免許した。

平成二十年九月一日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県漁業調整委員会

〇宮城県漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、定置漁業の保護区域に關して次のように指示する。

平成二十年九月一日

宮城県漁業調整委員会

会長 島山喜勝

一 保護区域

公示番号	漁場の位置	保護区域		
		前面	沖合	後面
定第一号	気仙沼市唐桑町泥道地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二号	気仙沼市唐桑町泥道地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三号	気仙沼市唐桑町松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第四号	気仙沼市唐桑町松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第五号	気仙沼市唐桑町大槻島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第六号	気仙沼市唐桑町大槻島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第七号	気仙沼市唐桑町津本地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第八号	気仙沼市大島唐島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第九号	気仙沼市大島黒崎地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十号	本吉郡本吉町明神崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十一号	本吉郡本吉町明神崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十二号	本吉郡本吉町日門地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十三号	南三陸町歌津田ノ浦地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十四号	南三陸町歌津泊地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十五号	南三陸町歌津唐島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十六号	南三陸町志津川野島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十七号	南三陸町戸倉椿島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十八号	南三陸町戸倉ウソ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十九号	南三陸町戸倉寺浜松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十号	南三陸町戸倉寺浜松島地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十一号	石巻市雄勝町名振八景島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十二号	石巻市雄勝町名振八景島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十三号	牡鹿郡女川町竹浦中ノ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十四号	牡鹿郡女川町竹浦弁天島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十五号	牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴の崎地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十六号	牡鹿郡女川町桐ヶ崎小白浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十七号	牡鹿郡女川町横浦ヒンズル地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十八号	牡鹿郡女川町出島別当浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十九号	牡鹿郡女川町江島恋鳥地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十号	牡鹿郡女川町江島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十一号	石巻市金華山仁王地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十二号	石巻市金華山砂浜地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十三号	石巻市金華山垂水地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十四号	石巻市金華山欽形地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十五号	石巻市金華山龜島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十六号	石巻市金華山小白浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第三十七号	石巻市金華山内高石地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十八号	石巻市長渡浜地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十九号	石巻市網地浜栗ヶ崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第四十号	石巻市田代浜松石地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第四十一号	石巻市田代浜電神崎地先(三石)	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル

二 禁止行為

一に掲げる設置網の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までとする。